

二. 金融システム改革					
<p>直接金融市場の整備/公的金融を見直す。</p>	<p>内閣官房、内閣府</p>	<p>・経済財政諮問会議において、平成14年10月7日「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」を取りまとめ、更に、この基本方針に沿って、平成14年12月13日に「政策金融改革について」を取りまとめた。</p>	<p>・政策金融機関の大胆な統合集約化等、抜本的改革を3段階で進めていく方針を経済財政諮問会議として取りまとめた。</p>	<p>・現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえつつ、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出し、金融資本市場の効率化を図る。</p>	<p>①～③経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。</p>
ホ. その他の制度改革					
<p>内閣府は、関係各省と協力して、サービス産業を中心とする530万人雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動を平成14年度から推進する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>・平成14年12月に、生活産業創出研究会において、医療・健康関連産業及び観光産業の活性化等に関する検討結果を報告書としてとりまとめた。          ・生活産業創出研究会報告書に掲げた検討事項について、関係各省とともに着実に実施しているところ。たとえば、「観光カリスマ百選」については、順次選定を実施し、小泉内閣メールマガジンや国交省ホームページにて掲載し、地域の観光振興の成功例を紹介しているところである。          また、平成15年1月以降、総理主導のもと、「観光立国懇談会」が開催されており、今後、観光立国としてのあり方について検討が行われる予定である。</p>		<p>・引き続き、雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動について、各省とも連携しながら推進する。</p>	<p>・「観光カリスマ百選」については、引き続き選定し、ホームページへの掲載を実施する。          ・その他については、現時点において未定。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年10月及び平成15年2月に、「安心ハウス構想」の普及、啓発のため、民間事業者等向けのセミナー（主催：（財）高齢者住宅財団）について、厚生労働省、国土交通省と連携して、必要な支援と協力を行った。</li> <li>・平成15年2月に、「明るい構造改革シンポジウム」の中で、「生活産業創出」について広報活動を実施し、国民の理解増進に寄与した。</li> </ul>		
内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年度中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。	内閣府、経済産業省等関係各省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を検討するため、平成14年10月以降、対日投資会議専門部会において検討を行ってきた。平成15年2月には、第五回対日投資会議を開催し、対日投資促進を関係閣僚で確認。平成15年3月に専門部会で報告書を取りまとめるとともに、対日投資会議において取りまとめを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、対日投資促進に向けた規制改革、広報・普及活動等について、各省とも連携しながら推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点において、未定。</li> </ul>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>八. 規制改革</b>					
<p>内閣府は、関係各省と協力して、サービス産業を中心とする530万人雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動を平成14年度から推進する。</p>	<p>内閣府</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年12月に、生活産業創出研究会において、医療・健康関連産業及び観光産業の活性化等に関する検討結果を報告書としてとりまとめた。</li> <li>・生活産業創出研究会報告書に掲げた検討事項について、関係各省とともに着実に実施しているところ。たとえば、「観光カリスマ百選」については、順次選定を実施し、小泉内閣メールマガジンや国交省ホームページにて掲載し、地域の観光振興の成功例を紹介しているところである。</li> <li>また、平成15年1月以降、総理主導のもと、「観光立国懇談会」が開催されており、今後、観光立国としてのあり方について検討が行われる予定である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動について、各省とも連携しながら推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「観光カリスマ百選」については、引き続き選定し、ホームページへの掲載を実施する。</li> <li>・その他については、現時点において未定。</li> </ul>

ホ. その他の制度改革

<p>(2) 産業再編・事業の早期再生          ①「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」の設置          政府は、不良債権処理を加速し、産業再生と雇用対策を一体的に推進するため、既存の「産業構造改革・雇用対策本部」を抜本的に改組し、内閣総理大臣を本部長とする「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」を設置する。同本部は、過剰債務問題、過剰供給構造等に対応するため、産業再編や早期再生に関わる「基本指針」を策定し、企業・産業の再生を強力に推進する。</p>	<p>内閣官房</p>	<p>昨年11月12日に第1回産業再生・雇用対策戦略本部を立ち上げ、以降12月までに全4回開催。(第1回:11/12、第2回:11/28、第3回:12/12(持ち回り)、第4回:12/19)</p>	<p>昨年12月12日に「当面の雇用・中小企業対策」を策定。また12月19日の第4回産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」及び「建設業の再生に向けた基本指針」を策定。</p>		<p>今後の情勢に応じて適宜本部を開催。</p>
<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>					

## 八. 規制改革

<p>(2) 産業再編・事業の早期再生          ①「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」の設置          政府は、不良債権処理を一体的に推進するため、既存の「産業構造改革・雇用対策本部」を抜本的に改組し、内閣総理大臣を本部長とする「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」を設置する。同本部は、過剰債務問題、過剰供給構造等に対応するため、産業再編や早期再生に関わる「基本指針」を策定し、企業・産業の再生を強力に推進する。</p>	<p>内閣官房</p>	<p>昨年11月12日に第1回産業再生・雇用対策戦略本部を立ち上げ、以降12月までに全4回開催。(第1回:11/12、第2回:11/28、第3回:12/12(持ち回り)、第4回:12/19)</p>	<p>昨年12月12日に「当面の雇用・中小企業対策」を策定。また12月19日の第4回産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」及び「建設業の再生に向けた基本指針」を策定。</p>		<p>今後の情勢に応じて適宜本部を開催。</p>
<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設          ・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>					

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>(2) 産業再編・事業の早期再生  ①「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」の設置  政府は、不良債権処理を加速し、産業再生と雇用対策を一体的に推進するため、既存の「産業構造改革・雇用対策本部」を抜本的に改組し、内閣総理大臣を本部長とする「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」を設置する。同本部は、過剰債務問題、過剰供給構造等に対応するため、産業再編や早期再生に関わる「基本指針」を策定し、企業・産業の再生を強力に推進する。</p> <p>②「産業再生機構(仮称)」の創設・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>	内閣官房	<p>昨年11月12日に第1回産業再生・雇用対策戦略本部を立ち上げ、以降12月までに全4回開催。(第1回:11/12、第2回:11/28、第3回:12/12(持ち回り)、第4回:12/19)</p>	<p>昨年12月12日に「当面の雇用・中小企業対策」を策定。また12月19日の第4回産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」及び「建設業の再生に向けた基本指針」を策定。</p>		<p>今後の情勢に応じて適宜本部を開催。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>・「構造改革特区推進のためのプログラム」において、全国レベルで実施することとされた項目（111項目）については、「第二次答申」に向けた検討で対応し、それぞれ定められた時期までに措置する。 （外国法事務弁護士の日本弁護士の雇用禁止、共同事業の禁止の緩和）</p>	<p>司法制度改革推進本部、法務省</p>	<p>外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容に含む司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案を第156回国会に提出。</p>			

<p>司法制度改革推進本部は、知的財産の保護に関する特許紛争の合理的な解決のための方策、実質的な「特許裁判所」機能の創出等について検討を進め、結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。</p>	<p>司法制度改革推進本部</p>	<p>・平成14年10月に司法制度改革推進本部事務局内に立ち上げた知的財産訴訟検討会において検討を継続。          ・平成14年度中に上記検討会を6回開催し、具体的方策案について検討を進めた。</p>		<p>① 紛争の合理的解決の観点からの侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討、② 裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含む、専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度の検討、③ 侵害行為の立証の容易化のための、営業秘密の保護を含む証拠収集手続の更なる機能強化についての検討、④ 知的財産訴訟の在り方の検討が検討課題となっている。</p>	<p>①第156回国会会期末必要に応じて左記検討会の開催を継続          ②平成15年末必要に応じて左記検討会の開催を継続          ③それ以降左記検討会において検討を進め、結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。</p>
---	-------------------	--	--	--	---



A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
司法制度改革推進本部は、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うため、平成15年を目途に法案を提出する。	司法制度改革推進本部、法務省	外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容に含む司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案を第156回国会に提出。			
ホ. その他の制度改革					
文部科学省、司法制度改革推進本部は、経営、法律、技術経営等の実務に携わる高度専門職業人養成を行う法科大学院などの専門職大学院（仮称）について平成16年度までに学生受入れに向けて制度を整備する。	文部科学省、司法制度改革推進本部	「学校教育法の一部を改正する法律」、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」が成立し、公布・施行された。また、中央教育審議会の答申（平成15年1月）に基づき、法科大学院などの専門職大学院の設置基準が策定された。			

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>(2) 技術力戦略 (知的財産権の保護・活用) 我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議がとりまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	内閣官房	<p>・「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにし、我が国経済社会の活性化を図るために取り組むべき具体的施策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を平成14年7月にとりまとめた。 ・「知的財産基本法」が平成14年11月に成立。 ・内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚及び民間有識者を本部員とする「知的財産戦略本部」を平成15年3月に設置。(3/1に設置予定) ・「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにし、我が国経済社会の活性化を図るために取り組むべき具体的施策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を平成14年7月にとりまとめた。 ・知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とした「知的財産基本法」が平成14年11月に成立。</p>		<p>・産業競争力を強化し、豊かな経済社会を実現できるよう、知的財産の創造、保護、活用、人材育成に関する施策を一層推進する。</p>	<p>・具体的な目標や達成の時期等を明示した、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画を平成15年夏頃までに策定。</p>

<b>ロ. 歳出改革</b>					
○都市再生本部において、今後さらにプロジェクトの選定を進めていくほか、各プロジェクトを進めるための措置を講じていくこととしている。	都市再生本部	再掲			
<b>ハ. 規制改革</b>					
○都市再生本部において、今後さらにプロジェクトの選定を進めていくほか、各プロジェクトを進めるための措置を講じていくこととしている。	都市再生本部	再掲			
<b>ホ. その他の制度改革</b>					
・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成（第二次決定）プロジェクトについて、早期に着手する。	都市再生本部 関係府省	地元の産学官連携組織である「関西バイオ推進会議」において、「関西圏ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想」が策定され、「大阪圏ライフサイエンス推進協議会」においても、実現に向けて支援を行うことを決定。	神戸地域における先端医療のための臨床研究情報拠点や起業化支援施設の整備（平成15年開設予定）、大阪北部地域における医薬基盤技術研究施設や起業化支援施設の整備（平成16年度開設予定）等を実施中		引き続き具体的な取り組みを推進

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
○都市再生本部においては、今後さらにプロジェクトの選定を進めていくほか、各プロジェクトを進めるための措置を講じていくこととしている。	都市再生本部	平成15年1月31日の都市再生本部において、都市再生プロジェクトを追加（第五次都市再生プロジェクトとして、「国有地の戦略的な活用による都市拠点形成」を追加決定）			具体的な検討に着手。
		平成14年の通常国会に「都市再生特別措置法」を提出。	平成14年6月1日から施行。法に基づく「都市再生緊急整備地域」を44地域指定済み。		都市再生緊急整備地域の整備を推進。地方公共団体と協議の上、都市再生緊急整備地域の追加指定を検討。
		平成14年7月2日の都市再生本部において、都市再生プロジェクトを追加（第四次都市再生プロジェクトとして、「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」、「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」、「地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり」の3プロジェクトを追加決定）	「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」については、関係府省、関係地方公共団体、地元経済団体による「東京圏ゲノム科学推進協議会」を平成15年1月に設置。 「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」については、「アジア産業拠点形成連絡会」を平成14年7月に設置。 「地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり」については、内閣官房を含む関係行政機関等からなる協議会を設置、あるいは設置予定。		協議会等において具体的な検討に着手。
		平成14年4月8日の都市再生本部において、「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」を決定	地方公共団体等から寄せられた提案を踏まえ、安全で安心なまちづくり等のテーマを設定し、内閣官房が中心となり、関係省庁と地方公共団体等で検討体制を構築。		協議会等において具体的な検討に着手。

ホ. その他の制度改革

<p>(1) 人間力戦略 (健康寿命の増進)</p> <p>・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>	<p>内閣官房 BT戦略会議 内閣府 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省</p>	<p>・我が国としてのBT戦略を早急に樹立し、その推進を図るため、平成14年7月に、内閣総理大臣が開催し関係閣僚と有識者で構成するBT戦略会議を立ち上げた。</p> <p>・平成14年12月に、BT戦略会議は、研究開発予算の充実・強化等を内容とした「バイオテクノロジー戦略大綱」をとりまとめた。</p>	<p>・平成14年春にはバイオベンチャー企業が約300社まで拡大。</p>		<p>②平成15年末 バイオテクノロジー戦略大綱の実施状況を確認</p>
<p>(3) 産業発掘戦略 (技術革新が拓く21世紀の新たな需要)</p> <p>・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー(省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれを取りまとめる。</p>	<p>内閣官房 総合科学技術会議 IT戦略本部 BT戦略会議 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・戦略の策定のため、内閣官房副長官補の統括の下、各分野毎に官民共同のタスクフォースを平成14年8月に設置した。</p> <p>・各タスクフォース毎に戦略をとりまとめて、平成14年12月の経済財政諮問会議に報告し、公表した。</p> <p>・4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等について、中長期を視野において、政府一丸となって集中的・計画的に実施すべき措置について、当面の措置も含めて具体的にとりまとめた。</p>			<p>②平成15年末を目途に 戦略のフォローアップ</p>

<p>(3) 産業発掘戦略 (環境産業の活性化)</p> <p>・燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	<p>内閣官房</p>	<p>・平成14年4月の総理指示を踏まえ、安全性の確保を前提とした規制の再点検等について検討を行うため、内閣官房に關係府省の局長で構成する「燃料電池実用化に関する關係省庁連絡会議」を同年5月に設置し検討を開始し、検討結果を同年10月に公表。</p> <p>・安全性の確保を前提とした規制の再点検を行い、①平成14年末の試験的導入に支障がないことを確認し、②本格的導入が見込まれる平成16年度末までに実施すべき規制の再点検の道筋についてとりまとめて、「燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施について」として公表。</p>	<p>・内閣官房をはじめ5省庁において、世界で初めて燃料電池自動車を導入。</p>		<p>本格的導入が見込まれる平成16年度末までに実施すべき規制の再点検を道筋に沿って実施。</p>
--	-------------	---	---	--	---

## 八. 規制改革

<p>(3) 産業発掘戦略 (技術革新が拓く21世紀の新たな需要) ・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー(省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれを取りまとめる。</p>	<p>内閣官房 総合科学技術会議 IT戦略本部 BT戦略会議 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・戦略の策定のため、内閣官房副長官補の統括の下、各分野毎に官民合同のタスクフォースを平成14年8月に設置した。 ・各タスクフォース毎に戦略を取りまとめて、平成14年12月の経済財政諮問会議に報告し、公表した。 ・4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等について、中長期を視野において、政府一丸となって集中的・計画的に実施すべき措置について、当面の措置も含めて具体的にとりまとめた。</p>			<p>②平成15年末を目途に戦略のフォローアップ</p>
--	--	---	--	--	------------------------------

ロ. 歳出改革				
<p>(1) 人間力戦略 (健康寿命の増進)</p> <p>・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>	<p>内閣官房 B T戦略会議 内閣府 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省</p>	<p>・我が国としてのB T戦略を早急に樹立し、その推進を図るため、平成14年7月に、内閣総理大臣が開催し関係閣僚と有識者で構成するB T戦略会議を立ち上げた。</p> <p>・平成14年12月に、B T戦略会議は、研究開発予算の充実・強化等を内容とした「バイオテクノロジー戦略大綱」をとりまとめた。</p>	<p>・平成14年春にはバイオベンチャー企業が約300社まで拡大。</p>	<p>②平成15年末 バイオテクノロジー戦略大綱の実施状況を確認</p>
<p>(3) 産業発掘戦略 (技術革新が拓く21世紀の新たな需要)</p> <p>・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー(省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれを取りまとめる。</p>	<p>内閣官房 総合科学技術会議 IT戦略本部 B T戦略会議 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・戦略の策定のため、内閣官房副長官補の統括の下、各分野毎に官民合同のタスクフォースを平成14年8月に設置した。</p> <p>・各タスクフォース毎に戦略をとりまとめて、平成14年12月の経済財政諮問会議に報告し、公表した。</p> <p>・4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等について、中長기를視野において、政府一丸となって集中的・計画的に実施すべき措置について、当面の措置も含めて具体的にとりまとめた。</p>		<p>②平成15年末を目途に戦略のフォローアップ</p>



A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(3) 産業発掘戦略 (技術革新が拓く21世紀の新たな需要) ・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー(省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれをとりとめる。</p>	<p>内閣官房 総合科学技術会議 IT戦略本部 BT戦略会議 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・戦略の策定のため、内閣官房副長官補の統括の下、各分野毎に官民共同のタスクフォースを平成14年8月に設置した。 ・各タスクフォース毎に戦略をとりとめて、平成14年12月の経済財政諮問会議に報告し、公表した。 ・4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等について、中長期を視野において、政府一丸となって集中的・計画的に実施すべき措置について、当面の措置も含めて具体的にとりとめた。</p>			<p>②平成15年末を目途に戦略のフォローアップ</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>(3) 経営力戦略 (企業・産業の再編、経営のあり方) ・内閣官房は、平成14年中に事業活動び電子化を妨げる規制について総点検を行う。</p>	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省等の協力を得ながら事業活動のIT化に係る規制について調査を実施。</li> <li>・当該調査に基づいて、規制の現状と課題についてとりまとめ、結果を平成14年12月のIT戦略本部で公表。</li> <li>・事業活動のIT化に係る規制の現状についてとりまとめるとともに、産業界等における要望を踏まえ、必要となる措置についてとりまとめを行い、「事業活動のIT化に係る規制の現状と課題」として公表。</li> </ul>			<p>事業活動のIT化に係る規制に関し、必要な措置を各府省において実施。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
○電子政府の情報セキュリティ確保等のため、セキュリティポリシーに関するガイドラインを改定するとともに、暗号技術の評価等を実施する。	内閣官房	・内閣官房において、情報セキュリティポリシーの実効性の確保に向け、平成14年11月に「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定。	・各省庁における情報セキュリティポリシーの実効性の確保のための効果的な取組みに資する。	・各省庁の情報セキュリティポリシーの継続的な評価・見直しを行なうことが必要。	・平成14年度内を目途に各省庁において情報セキュリティポリシーの評価見直しを実施。